

令和元年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和元年7月から令和2年3月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

| 区 分 | 指導監査対象法人・施設数 | 実地監査 (立入調査) | 文書指摘 法人・施設数 | 文書指摘 件 数 |
|------------------|--------------|----------------|----------------|-------------|
| 社会福祉法人 | 52 | 17 | 11 | 20 |
| 一般法人 | 51 | 17 | 11 | 20 |
| 社会福祉協議会 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 児童福祉施設等 | 139 | 141 | 75 | 100 |
| 認可保育所(公設公営) | 11 | 11 | 6 | 8 |
| " (公設民営) | 5 | 5 | 4 | 6 |
| " (私立) | 51 | 54 | 39 | 56 |
| 保育所型認定こども園 | 3 | 3 | 3 | 5 |
| 幼保連携型認定こども園 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 小規模保育事業 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 認可外保育施設(企業主導型以外) | 11 | 10 | 2 | 2 |
| " (企業主導型) | 6 | 6 | 2 | 2 |
| 幼稚園型認定こども園・私立幼稚園 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 児童館 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 一時預かり事業 | 33 | 33 | 10 | 12 |
| 病児保育事業 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 母子生活支援施設 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 救護施設 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 合 計 | 193 | 159 | 86 | 120 |

※指導監査対象法人・施設数は、R2. 3. 31 現在

※通常監査とは別に、運営上問題があった3園に対し、実地監査を実施した

(3) 集団指導等

- ① 社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会を実施(島根県と合同で実施)
- ② 特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施(子育て政策課と合同で実施)
- ③ 特定子ども・子育て支援施設等に対し実施(認可保育所等を対象に子育て支援課で実施・認可外保育施設を対象に島根県が実施)

(4) 特別監査

保育中に死亡事故が発生した認定こども園1園に対し実施(継続中)

(5) 指導監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施(母子生活支援施設は家庭相談課職員、救護施設は生活福祉課職員と合同で実施)

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和元年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者、利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保

- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理
- ⑤特定教育・保育施設等における給付費請求の適正化

(7) 指導監査結果の概要

①一般指導監査

ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

なお、制度改正に伴う手続きの誤りについては、島根県と同様に、明確な違反でない限り改正の趣旨等を説明し、法人に理解していただいたうえで口頭指摘にとどめた。

イ 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・小規模保育事業・新制度移行幼稚園)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理や衛生管理について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。また、制度改正があった項目で複数の施設で指摘事項となり、全体に注意喚起をすべきと判断した項目について再度周知が必要と考え、全施設対象とした説明会を実施した。

ウ 母子生活支援施設、救護施設

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

②集団指導等

ア 社会福祉法人運営の一層の適正化を図ることを目的として説明会・研修会を実施した。

イ 特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として集団指導を実施した。

(8) 令和元年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

ア 評議員・役員選任の際に、欠格事由や反社会的勢力の者等に該当していないかの確認がされていない。
(社会福祉法第40条、第44条、「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長等通知別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1(6))

イ 評議員・役員の就任承諾書が徴されていない。就任承諾書に承諾日や任期の記載がない。
(社会福祉法第38条)

ウ 欠席が継続している評議員、役員がいる。
(「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長等通知別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1(3))

エ 評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者がいるかを確認していない。
(社会福祉法第45条の9第8項・第45条の14第5項)

オ 評議員会で、法令及び定款の定めのない事項を決議している。
(社会福祉法第45条の8第2項、定款)

カ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1

項)

- キ 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きがされていなかった。又は出席(予定者)の全員の同意がとられていないなど、省略手続きの不備があった。
(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条)
- ク 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。
(社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項・第92条第2項)
- ケ 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告をしていない。
(社会福祉法第45条の16第3項、定款)
- コ 報酬等規程で、実質は報酬と認められるものを費用弁償として支払っている。
(※「報酬等」の定義→社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条)
- サ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第45条の28第3項・第45条の30、社会福祉法施行規則第2条の40)
- シ 計算書類の附属明細書について、内容の不備(記載漏れや記載方法の誤りなど)がある。
(社会福祉法人会計基準第30条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成28年3月31日雇児発0331第15号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知25)
- ス 寄附金について、経理規程に沿った受入れ手続きがされていない。
(「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」雇児総発0331第7号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか通知9(2)、経理規程)
- セ 自動更新条項のある契約について、更新の意思決定が行われていない。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日雇児総発0329第1号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知1、経理規程)
- ソ 随意契約を行った契約において、随意契約理由が意思決定時に確認されていない(伺い文書に記載されていない)。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日雇児総発0329第1号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知1、経理規程)

②児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・小規模保育事業・新制度移行幼稚園)

- ア 保護者に交付している重要事項に必要事項が盛り込まれていない。
(「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条)
- イ 保育計画の作成について、発達差や個々の状態に配慮した計画の作成が不十分である。
(保育所保育指針1-3-(2)、「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第38条、「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第15条)
- ウ 歯科検診・内科検診について、検診日に欠席した園児について未受診になっている。
(「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、保育所保育指針3-1、学校保健安全法施行規則第6条)
- エ 避難及び消火訓練が毎月1回以上実施されていない。
(「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条第2項)
- オ 睡眠時の呼吸確認が適正にされていない。
(「保育所保育指針3-1-(1)、3-3-(2)」)
- カ 主食費についての積算根拠が不明確である。保護者から徴収した際に実費徴収になっていない。
(「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項)
- キ 処遇改善加算Ⅱの支給について発令された職名の職責及び職務内容が不明確である。処遇改善加算Ⅱの支給について給与規程等の見直しがされていない。
(「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」雇児発0331第10号)
- ク 法人本部への繰入について、必要額以上の繰入がされている。

（『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」府子本第 256 号（問 13））

- ケ 給与規程に沿った支給がされていない。
（給与規程）
- コ 経理規程に沿った会計処理がされていない。
（経理規程）

③一時預かり事業

- ア 保護者へ事業説明し交付する文書に苦情受付窓口及び事業開始年月日等の記載がされていない。
（「社会福祉法第 77 条」）

④病児保育事業

- ア 保護者へ事業説明し交付する文書に苦情受付窓口及び事業開始年月日等の記載がされていない。
（「社会福祉法第 77 条」）

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和元年8月から令和2年2月まで

(2) 指導

①実地指導

| 区分 | 所管施設・事業所数 | 実地指導及び監査 | 文書指摘施設・事業所数 | 文書指摘件数 |
|----------------------|-----------|----------|-------------|--------|
| 介護保険施設 | 9 | 2 | 2 | 6 |
| 介護老人保健施設 | 8 | 1 | 1 | 5 |
| 介護医療院 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 居宅サービス事業所 | 328 | 54 | 49 | 191 |
| 訪問介護 | 74 | 12 | 12 | 52 |
| 訪問入浴介護 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問看護 | 30 | 5 | 5 | 20 |
| 訪問リハビリテーション | 8 | 1 | 1 | 2 |
| 通所介護 | 47 | 7 | 6 | 26 |
| 通所リハビリテーション | 14 | 2 | 2 | 5 |
| 居宅介護支援 | 75 | 11 | 10 | 26 |
| 福祉用具貸与 | 19 | 2 | 2 | 19 |
| 福祉用具販売 | 19 | 2 | 2 | 15 |
| 短期入所者生活介護 | 20 | 7 | 7 | 21 |
| 短期入所者療養介護 | 10 | 2 | 1 | 2 |
| 特定施設入所者生活介護 | 10 | 3 | 1 | 3 |
| 地域密着型事業所(施設) | 7 | 3 | 3 | 6 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 7 | 3 | 3 | 6 |
| 地域密着型事業所(事業所) | 119 | 25 | 24 | 91 |
| 地域密着型通所介護 | 50 | 14 | 14 | 52 |
| 認知症対応型通所介護 | 13 | 2 | 1 | 4 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 38 | 6 | 6 | 18 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 16 | 3 | 3 | 17 |
| 夜間対応型訪問介護 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 老人福祉施設等 | 89 | 27 | 25 | 79 |
| 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 18 | 9 | 8 | 28 |
| 養護老人ホーム | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 軽費老人ホーム | 6 | 3 | 3 | 5 |
| 有料老人ホーム | 36 | 9 | 8 | 30 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 27 | 5 | 5 | 15 |
| 介護予防支援事業所 | 6 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 558 | 112 | 104 | 375 |

※指導監査対象施設・事業所数は、H31.4.1現在

②集団指導

当初、令和2年3月に予定をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。松江市ホームページに資料を掲載(介護保険課)。

(3) 監査

2 事業所について実施

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施(監査は介護保険課職員と合同)

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和元年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 介護保険施設

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求や、報酬請求に必要な手続きが十分行われていない事案があり、報酬請求指導を行った。

なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

イ 老人福祉施設等

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求や、報酬請求に必要な手続きが十分行われていない事案があり、報酬請求指導を行った。

なお、指導監査に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求や、報酬請求に必要な手続きが十分行われていない事案があり、報酬請求指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②監査

2 事業所について監査を実施した。監査の結果、人格尊重義務違反により、指定の一部の効力停止(1月間の新規利用者の受入停止)処分及び指定の一部の効力停止(3月間の新規利用者の受入停止)処分並びに報酬上限の制限を行った。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

①介護保険施設

ア 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

(嗜好の調査を行うこと、また管理点検についても委託契約書に沿って適切に行うこと。)

(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第21条第1項)

- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(居住費)
(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第 28 条)
- ウ 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。また施設サービス計画書の作成に当たっては、その主要な事項について入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ること。
(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第 16 条)
- エ 入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めること。
(「松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第 30 条第 1 項)

②老人福祉施設等

- ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(第三者評価の実施の有無、職員の員数、食事の時間、利用料 2、3 割負担の記載、証明書等発行手数料記載の是非、苦情連絡先、各種加算の記載)
(「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 6 条第 1 項)
- イ 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。
(「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 12 条)
- ウ 身体拘束等の適正化を図るため、指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、従業者へ周知徹底を図ること。また、従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第 11 項第 7 号 (イ)、(ロ)、(ハ)、「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 15 条第 6 項)
- エ 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。また、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第 14 項第 8 号)

③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について、一部変更を要する箇所があったため、修正すること。(利用料、利用者負担割合、第三者評価の実施の有無、苦情連絡先の電話番号、実施地域の明確化、キャンセル料記載の是非)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 9 条 等)
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(職員数、実施地域、利用者負担割合、苦情の連絡先)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 30 条 等)
- ウ 月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 32 条第 1 項 等)
- エ 事業所ごとに経理を区分するとともに、該当事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 41 条 等)
- オ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 35 条 第 3 項 等)

④その他

- ア 居宅介護支援から始まり個別サービス実施に至る一連のプロセスが十分に理解されていない。
- イ 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。

3. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和元年8月から令和2年2月まで

(2) 指導

① 実地指導

| 区分 | 所管施設・事業所数 | 実地指導及び監査 | 文書指摘施設・事業所数 | 文書指摘件数 |
|-------------------------|-----------|----------|-------------|--------|
| 障害者支援施設 | 10 | 5 | 5 | 21 |
| 障害福祉サービス事業所 | 139 | 52 | 50 | 195 |
| 短期入所 | 17 | 6 | 6 | 18 |
| 共同生活援助 | 16 | 6 | 6 | 24 |
| 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 | 51 | 26 | 25 | 114 |
| 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 | 53 | 14 | 13 | 39 |
| 療養介護 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児通所支援事業所 | 39 | 15 | 15 | 60 |
| 相談支援事業所 | 22 | 8 | 8 | 32 |
| 合計 | 210 | 80 | 78 | 308 |

※指導監査対象施設・事業所数は、H31.4.1現在

② 集団指導

当初、令和2年3月に予定をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。松江市ホームページに資料を掲載(障がい者福祉課)。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課及び福祉部障がい者福祉課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和元年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ② 自立支援給付の適正化
- ③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

① 実地指導

ア 施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害福祉サービス

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

ウ 相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

① 障害者支援施設

ア その他の日常生活費として利用者等から徴収する対象についての便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程で定めることとなっているが、定められていないので修正すること。また、運営規程を変更したら松江市へ届出をすること。

(「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 46 条)

イ 預り金について、通帳の入出金の経過が記載されておらず施設長の確認もされていない。預り金管理規程に基づく預り金管理台帳を作成し、毎月施設長が確認するとともに、定期的に利用者等に報告すること。また、個人別の預貯金通帳・有価証券等保管簿を作成し預り金等を管理すること。

(施設等における利用者預り金の取扱いについて (H22. 8. 20 地福第 628 号県部長通知))

②障害福祉サービス事業所

ア 外部委託で食事を提供しているが、嗜好調査の実施、衛生管理の状況把握等利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供のため必要な栄養管理を行うこと。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 176 条 (第 88 条準用))

イ 実施地域の表現が曖昧なものとなっているので、客観的に見てわかる表現に変更すること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 10 条 第 1 項 等)

ウ サービス提供の記録については、サービス提供の都度記録し、利用者からの確認を得ること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 171 条 (第 20 条準用) 等)

エ 事業者は、利用者に法定代理受領による給付費の額を通知しなければならないが、実施されていないので毎月通知すること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 171 条 (第 24 条準用) 等)

オ 個別支援計画が 6 カ月以上見直されていなかった。サービス管理責任者は個別支援計画の実施の把握 (モニタリング) を行うとともに、少なくとも 6 カ月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行うこと。また、モニタリングにあたり利用者面接したときの記録を残すこと。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 197 条 (第 60 条準用))

③障害児通所支援事業所

ア 重要事項説明書に運営規程の概要を記すことになっているが、記載内容が異なっているので整合性をとること。

(「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 72 条の 14 (第 13 条準用))

イ 児童指導員として業務に従事する従業者のうち児童指導員の資格要件を確認できない者が複数いた。実務経験証明書又は資格証によって、実務経験を明らかにし、適切な職種として配置すること。

(「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 67 条)

ウ 通所利用者負担分として請求されているおやつ代の額について、運営規程及び重要事項説明書では実費となっているが、実際には定額での請求とのことなので、運営規程及び重要事項説明書の記載を修正すること。

(「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 72 条 (第 38 条準用))

エ 管理者が変更となっているので、早急に変更届を提出すること。

(児童福祉法第 21 条の 5 の 20)

オ 延長支援が必要な理由を個別支援計画に記載すること。

(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 3 の 10)

④相談支援事業所

ア 市に提出している相談支援専門員について、辞令書上では他施設の所属となっている (兼務発令されていない) ため、事業所の従業者として配置する場合は辞令発令を行うなど所属を明確にするこ

と。また、複数職種を兼務する場合は、職種ごとの従事時間について明確にすること。

(平成 24 年厚生労働省令第 28 号第 20 条 等)

- イ 掲示について、運営規程の概要、相談支援の実施状況、従事者の有する資格、経験年数や勤務の体制等の重要事項を掲示することとされている。各事業所（計画相談支援・地域移行支援・障害児相談支援）ごとに運営規程及び重要事項説明書が作成されているが、各事業を集約した一部しか掲示されていないので、各事業所の重要事項を掲示すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 23 条)

- ウ 指定事業所ごとに経理を区分すること。

(平成 24 年厚生労働省令第 28 号第 29 条 等)

- エ 事業所が利用者又はその家族の個人情報を、他の事業者に提供するためには、あらかじめ文書により同意を得ることになっているが、利用者の家族欄がなく、家族としての同意が取られていないので、欄を設け同意を取ること。

(平成 24 年厚生労働省令第 28 号第 24 条 等)

- オ 特定事業所加算の算定について、同一敷地外の事業所と兼務している相談支援専門員の兼務を解消するか加算区分を変更すること。

(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号別表第 4)